

特定非営利活動法人日本歯周病学会 学部学生優秀発表賞規程

(趣旨)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、日本歯周病学会学術大会における特に優れた学生の研究発表を表彰するために、学部学生優秀発表賞（英文名 JSP Undergraduate Student Best Presentation Award, 以下「本賞」という）を設け、必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 秋季学術大会「学部学生ポスター」において発表した筆頭発表者を対象とする。

第3条 本賞は次の各号を満たすものに授与する。

- (1) 歯周病関連の研究を行う学部（学科，専門学校等を含む）の学生（大学院生は除く）。
- (2) 日本歯周病学会学生会員であり，前条の学術大会に参加登録していること。
- (3) 本賞の受賞歴がないこと。

(受賞数)

第4条 受賞数は，各年度1名を原則とする。

(選考)

第5条 受賞候補者は選考委員会で選出し，理事会の議を経て受賞者を決定する。

- (1) 選考委員長（以下「委員長という」）は，理事長の指名により選出し，委員長が選考委員会を主催する。委員長は副委員長を含む4名の選考委員を選出する。
- (2) 選考委員の構成は別に定める。
- (3) 選考委員の任期は当該年度内とする。
- (4) 選考要項は別に定める。

(表彰)

第6条 受賞者には賞状ならびに副賞を授与する。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は理事会の議を経て行う。

附則

- 1 本賞の副賞は株式会社ナカニシのスポンサーシップによる“Nakanishi Award”とする。
- 2 この規程は令和5年10月12日より施行する。
- 3 この規程は令和6年5月23日より施行する。

特定非営利活動法人日本歯周病学会 学部学生優秀発表賞選考要項

(趣旨)

第1条 本要項は特定非営利活動法人日本歯周病学会学部学生優秀発表賞規程（以下「規程」とあする）第5条に基づき、学部学生優秀発表賞選考にあたり、必要な事項を定めるものである。

(応募方法)

第2条 日本歯周病学会学術大会（以下「学術大会」という）演題募集時に、学部学生優秀発表賞（以下「賞」という）の演題を募集する。

- 2 応募にあたっては理事または評議員の推薦を必要とし、各理事ならびに評議員は1演題を推薦することができる。
- 3 応募者は抄録と共に、氏名、所属、推薦者による推薦理由等を明記した申請書（A4用紙1枚以内、図表等の挿入可）を学会事務局へ送付する。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は規程第5条（1）のとおりとする。

- 2 選考委員は理事または評議員の中から選出する。ただし理事長が必要と認めた場合、正会員から選考委員を選出することができる。
- 3 推薦者、申請者および共同演者と同一機関の理事または評議員は選考委員になれない。

(選考方法)

第7条 選考対象は、当該学術大会で応募された演題とし、応募演題が5件を超える場合は抄録および申請書による事前書面審査を行って選考対象5件を選出する。

- 2 選考にあたっては発表方法等により採点を行う。評価表は別途定める。
- 3 発表形式は原則、現地出席によるポスター発表とする。
- 4 受賞候補者は規程第4条により得点の最上位者とする。ただし、同得点の場合は委員の協議により決定する。

(表彰)

第4条 第7条により選出された受賞候補は、理事会の議を経て受賞者と決定する。

(本規程の改正)

第5条 本要項の改正は理事会の議を経て行う。

附則

- 1 この要項は令和6年5月23日より施行する。